



おおお

第55号

発行所
大洗町役場

加藤 清 行人

印刷所
新しいばらき印刷局
TEL水戸(2)5191代

新しいばらき印刷局
TEL水戸(21)5191代

昭和四十六年度予算

一〇億九千二百七十九万円の大会に

昭和四十六年度一般、特別会計予算をはじめ、二十五議案を審議する第三回定例町議会は、去る三月八日招集され、同月十七日まで十日間の会期で開催されました。

本会議第一日 加藤町長より新年度予算編成ならびに施政についての基本方針について別掲の通り説明があつて、全議案を上程条例関係議案十六件については審議質疑応答ののち総務常任委員会に付託し、翌九日は休会となり、十日、十一日に亘る本会議においては予算原案に対する質疑および町政全般にわたつての一般質問が、真剣、活発のうちに行なわれましたが、新年度予算については担当常任委員会にそれぞれ付託され、部門別は十二日以降十六日まで内容の具體的検討審議がなされ、最終日の十七日の本会議において各常任委員長より審議結果の報告があつて、本議案とも原案通り可決となりました。

注目の新予算規模は、一般会計で七億六千三百八十一万円、国保、水道、魚市場・冷凍蔵事業など特別会計で三億二千九百九十七万円、合計十億九千二百七十九万円となり、はじめて十億を越える大台となりました。

町政の

基本理念

只今から新年度の予算に就いて説明をいたします。先づ町政の基本理念ですが、一つの柱は、ゆたかなくらしをつくって行くということであります。人間生きておることであります。平和な家庭を築いて行くということとであります。私は地域づくりの原点は家庭であると思っております。

せん。従つて豊かな社会を建設するといふことは国をつくる基本である地方自治体に課せられた役割であり、また夫々の自治体ではその地域の持つ特色を生かし、夫々の課題に取り組んでそれを解決して行くべき使命を持つてゐるわけであります。

そういう考え方が予算というものがつくられまたそれが効率的に執行されなければならぬと信じております。

思つております。比の他ゴルフ場からは娯楽施設利用税として一千万円、これはゴルフ入場税が町に還さされる分でありまた財産収入として町有地の地代が一千七百万円入る見込であります。尚地方交付税は二億円を見込みました。

国から交付される分であります。此の他今年は町債を五千四百万円見込んであります。比のうち主なるものは防音庁舎工事債として二千八百万円、港湾費債として八百万円、都市計画費一百万円、住宅費債として四百三十万円、道

ばれておりますが本町では初めての町立の幼稚園を夏海小学校内に開設する予定でありまして、これも逐次増設して行く考えてあります。また懸案の磯小、一中グラウンドの整備のため、三百万円、祝町小の校庭整備費として百万円計上いたしました。また体育強化費として九十六万円、運動公園基金として今年も百万円積立てる予定であります。

それから町の中に心身の障害に苦しんでおる子供さんがあり、その重慶の方々に今年から町で年額

新しい予算

何より大切であります。このためには先ず生活の基礎が確立されなければなりません。私達がゆたかな生活の実現を目ざして産業の振興に取り組んでゐるのはそのためであります。たしかに所得が増加し、経済が伸び、物が豊かになるということは人間生活に、欠くことの出来ない条件ですが、それだけで人間のしあわせが約束されるわけではありません。そこでもう一つの柱は、住みよい地域をつくる行方ということでもあります。人間の生活が地域社会という集団を形成している限り、お互いの生活環境を整備されなければ快適な生活は実現されません。

健康な家庭、平和な家庭、それは人間の幸福の大きな条件であり、またそれが福祉国家、平和国家の基礎をつくつて行くものであると思ひます。最近経済の伸びが烈しく、その反面人間性の回復や生命尊重の声が高まり、そのために教育や福祉に重点がおかれるようになって参りました。勿論私達もそういう面には力を入れて行かなければなりません。子供達への教育、健康保険の充実、老人の福祉対策等これからもやらなければならぬ課題は非常にたくさんあります。出来るだけ努力して参りたいと思つております。

新しい予算 一般会計と新らしい予算は一般会計とを合せて十億九千八百二十一万円であります。昨年度は九千五百一十二万五千五百一十二万円で申し上げますと、一般会計だけで申し上げますと、年度は五億七千五百一十二万、本年度は七億四千一百八十二万五千三百三十二万六千七百三十二円と、増加しております。私が就任した時は六千万円でしたから町も順調に発展しつつあると思ひます。年度の予算を組む場合、最も苦しいのは庁舎建設費であります。

新しい予算は一般会計と特別会計を合せて十億九千八百二十四万円であります。昨年度は九億七千五百一十円でしたから十二・六パーセントの増となりました。一般会計だけで申し上げますと、昨年度は五億七千五百一十一万円で本年度は七億六千二百八十二万円ですから三十二・六パーセントの増であります。私が就任した当時は六千万円でしたから町も順調に発展しつつあると思います。新年度の予算を組む場合、最も苦心したのは庁舎建設費でありました。十六年度末に三億一千九百万円の見込みであり、新年度の償還額は二千九百六十万円であります。起債を受ける限度は償還能力が一般財源の二〇パーセントまでありますから新年度の一般財源即ち町税と交付税の合計額三億九千九百万円の二・六パーセント即ち七千九百万円で許可されるわけであります。新年度の償還額三千九百六十万円に対比しますと未だ遙かに余裕があるわけであります。ただ全体的に考えますと一般会計七億六千二百万円の中町税が一億九千九

特別会計のうち国保事業に就きましては新年度は国保税案のアップは行なわず据を置くことにいたしましたし、市場冷庫事業は企業会計の原則に従つて運営する方針であります。また水道事業に就きましては旧濁水供給図るため本年も拡張工事を行なう考えであります。また特別会計運営のため若干の料金値上げを行なつことになりまして利用者の皆さんに御理解をいただきたいと思つております。

大洗町の未来

尚この機会に町の将来に就いて
少しく申し上げてみたいと思ひま
す。先づ落着ですが一昨年来溜沼
を終ります。

都市計画法に伴う線引き決定と農地 用
都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引）が決定いたしましたので今後農地等を転用する場合許可手続が次のように一部変わったところがありますので特に注意して下さい。
市街化区域内の農地転用について

一、提出書類
農地転用届出書
この届出書は工事着手前五〇日前までに農業委員会に提出する（届出用紙は農委事務局にありませう）

二、添付書類
ア、土地の登記簿謄本（登記所）
イ、位置図、縮尺一万五千分の一又は一万分の一程度
ウ、賃貸借の目的となっている場合は届出する日までに法二〇条（解約）の許可をうけてからその許可の写を添付する
三、届出書の記載について
記入方法は簡単ですから誰でも記入ができます。

市街化調整区域内の農地転用
一、提出書類
農地転用の許可申請書
この用紙も農委事務局にある

二、添付書類
ア、土地の登記簿謄本
イ、申請する農地の位置図、縮尺五万分の一

ウ、申請農地及び隣接地の地番、地目、面積、所有者及び耕作者名を明示した図面、縮尺一千分の一又は五百分の一

エ、配置図
申請農地に設置する建物施設の種類、規模、隣接地からの距離を示した図面
オ、隣接農地所有者及び耕作者の同意書

農地転用の許可を受けている者で、いまだ転用していない者は線引決定（三月十五日）後は転用しようとする場合農地転用の許可をうけておる旨を知事に届出しないと今後転用ができなくなりましたから、早急にその旨を届出して下さい。もしこの届出を忘れるとせっかく受けた許可が無効になります。

この届出期日は九月十五日以前迄届出用紙は建設課にありますから農地転用の許可書と認印持参届出すること

尚その他の詳細については次期本紙によりお知らせいたします。

昭和46年度予算総額

10億9,824万円

▶一般会計 7億6,828万円
▶特別会計 3億2,996万円

国民健康保険特別会計 2億123万円
水道事業会計特別会計 1億853万円
公平委員会特別会計 185万円
魚市場冷凍冷蔵事業特別会計 1,835万円

歳入歳出内訳

1. 歳入

(単位千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 金額	伸縮率	予算に対する100分比 昭46	昭45	備 考
1. 町 税	199,232	147,200	52,032	35.3%	26.1%	25.6%	
2. 地 方 譲 与 税	3,400	—	3,400	100.0	0.4	—	
3. 娯楽施設利用税交付金	10,000	4,313	5,678	131.9	1.3	0.7	
4. 自動車取得税交付金	4,300	4,200	100	2.4	0.6	0.7	
5. 地 方 交 付 税	200,000	184,396	15,604	8.5	26.2	32.1	
6. 交通安全対策特別交付金	1,200	852	348	40.8	0.2	0.15	
7. 分担金及び負担金	11,273	8,259	3,014	36.5	1.5	1.4	
8. 使用料及び手数料	17,590	8,540	9,050	106.0	2.3	1.5	
9. 国庫支出金	82,428	45,932	36,496	79.5	10.8	79.8	
10. 県 支 出 金	15,912	11,949	3,963	33.2	2.2	2.1	
11. 財 産 収 入	97,319	87,370	9,949	11.4	12.6	15.2	
12. 寄 付 金	1,410	410	1,000	243.9	0.2	0.07	
13. 繰 入 金	37,104	16,472	20,632	125.2	4.9	2.9	
14. 繰 越 金	21,006	12,708	8,298	65.3	2.8	2.2	
15. 諸 収 入	6,246	3,522	2,724	77.8	0.8	0.6	
16. 町 債	54,400	39,100	15,300	39.1	7.1	6.8	
歳 入 合 計	762,820	575,213	187,607	32.6%	100%	100%	

2. 歳出

(単位千円) △印 減

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 金額	伸縮率	本年度の財源内訳	予算に対する100分比 昭46	昭45
1. 議会費	19,849	16,031	3,818	23.8%	国庫支出金 地方債 国庫支出金 地方債 国庫支出金 地方債	2.6%	2.9%
2. 総務費	279,977	141,600	138,377	97.7	49,044 28,000 85,509 116,424	36.7	24.5
3. 民生費	63,984	60,081	3,903	6.5	20,036 10,060 33,888	8.4	10.4
4. 衛生費	61,983	50,501	11,482	22.7	474 2,600 11,092 47,817	8.1	8.8
5. 労働費	2	2	—	—	—	—	—
6. 農林水産業費	34,969	29,403	5,566	18.9	6,346 50 28,573	4.6	5.1
7. 商工費	16,580	14,503	2,077	14.3	1,136 1,460 13,984	2.2	2.5
8. 土木費	140,376	85,702	54,674	63.8	14,392 21,300 19,217 85,467	18.4	14.9
9. 消防費	16,083	12,970	3,113	24.0	2,500 13,583	2.1	2.3
10. 教育費	91,648	110,832	△19,184	△17.3	6,912 805 83,931	12.0	19.3
11. 災害復旧費	1	1	—	—	—	—	—
12. 公債費	29,607	23,112	6,495	28.1	1,074 28,533	3.9	4.0
13. 諸支出金	7,001	29,475	△22,474	△76.2	— 7,001	0.9	5.1
14. 予備費	760	1,000	△240	△24.0	1 759	0.1	0.2
歳 出 合 計	762,820	575,213	187,607	32.6%	98,340 54,400 130,268 479,812	100%	100%

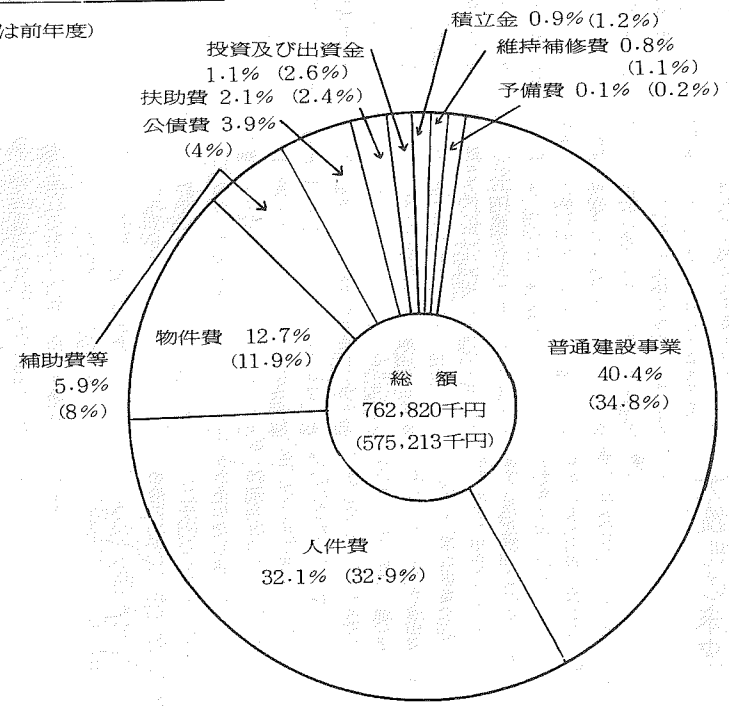
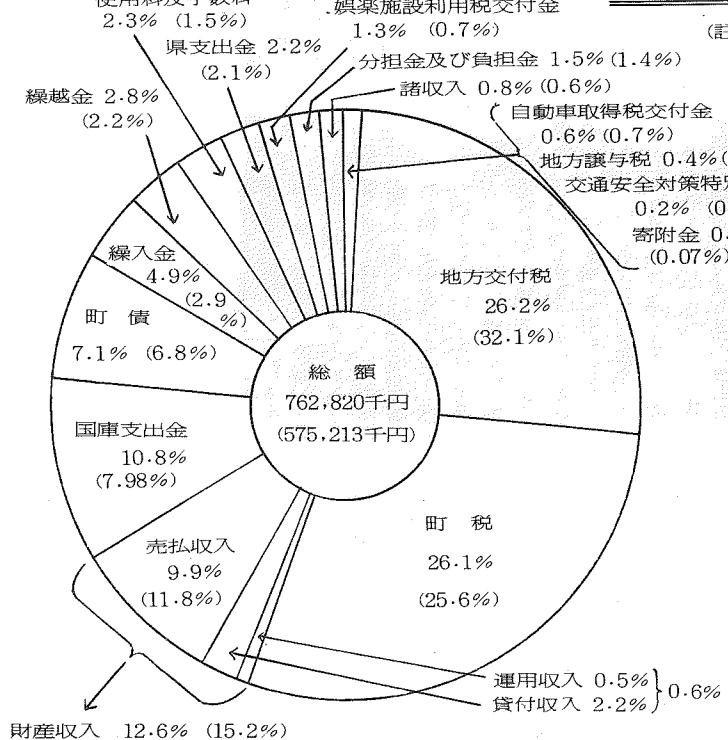
投資需要の特色

- ① 産業基盤の確立と振興
 - A 大洗港建設事業
 - B 農免道路の新設促進 (用地買収土地基金)
 - C 畑地かんがい水源対策事業
 - D 溜池整備事業 (金竜泉)
 - E のり養殖事業
 - F アユ養殖事業
 - G 製氷貯氷庫建設事業
- ② 生活環境基盤の整備
 - A 町営住宅建設事業
 - B 校道土地区画整理事業
 - C 東光台園地整備事業
 - D 無線放送施設設置事業
 - E 農道整備事業
 - F 東光台地区土画整理事業
 - G 道路舗装及び排水溝整備事業
 - H 特別清掃区域袋収集の実施 (全町)
 - 1 ごみ運搬車購入費
 - 2 ごみ破砕機設置工事
 - 3 ごみ袋購入費
 - I 庁舎建設事業
- ③ 教育、福祉の向上
 - A 教育活動の促進
 - B 教科研究の促進
 - C 理振及び産振並びに一般教材の充実
 - D 高校建設の促進
 - E 幼稚園の開設
 - F 体育活動の強化
 - G 高齢者福祉の助成
 - H 心身重度障害児の手当の支給

歳入

性質別歳出経費占拠率の図解

歳出



春がきた

年金がさがつた

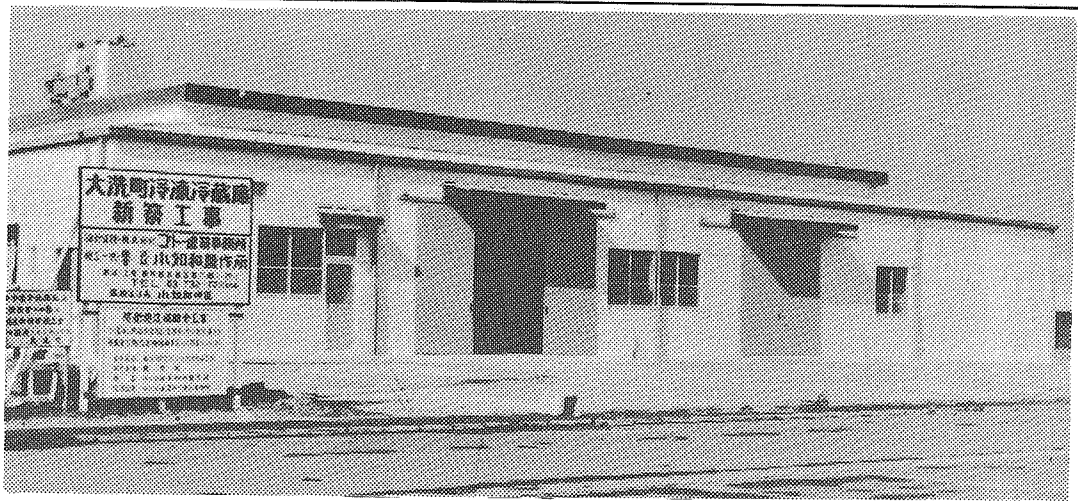
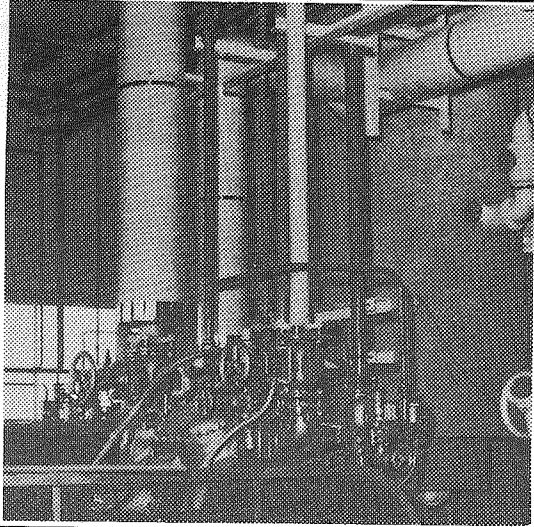
孫がきた



～満65歳の方に10年年金の支給がいよいよはじまりました～

(入選標語)

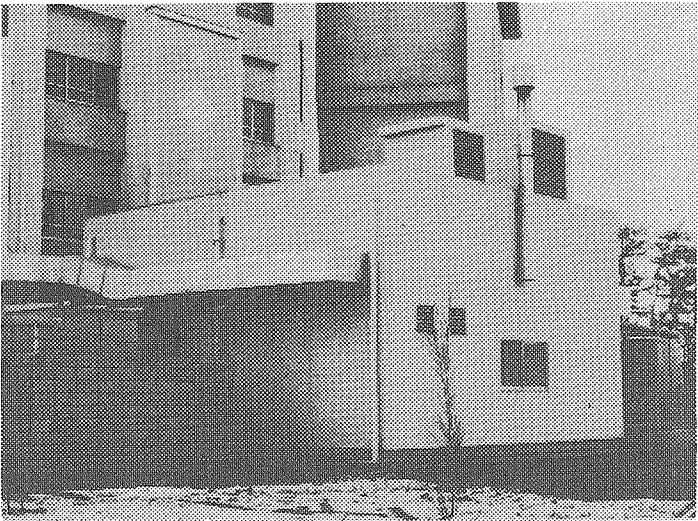
町営冷凍冷蔵庫の機械室



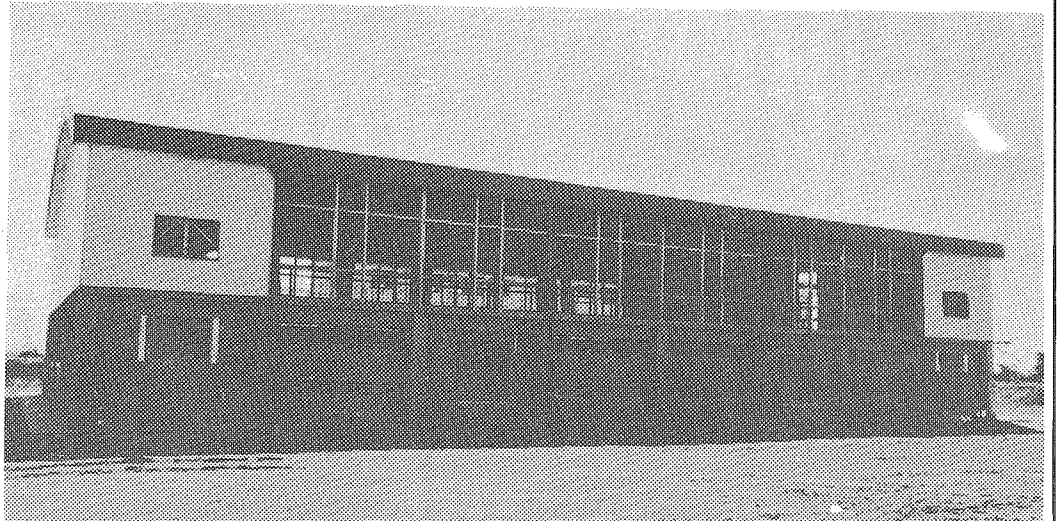
町営冷凍冷蔵庫完成

町営冷凍冷蔵庫全景

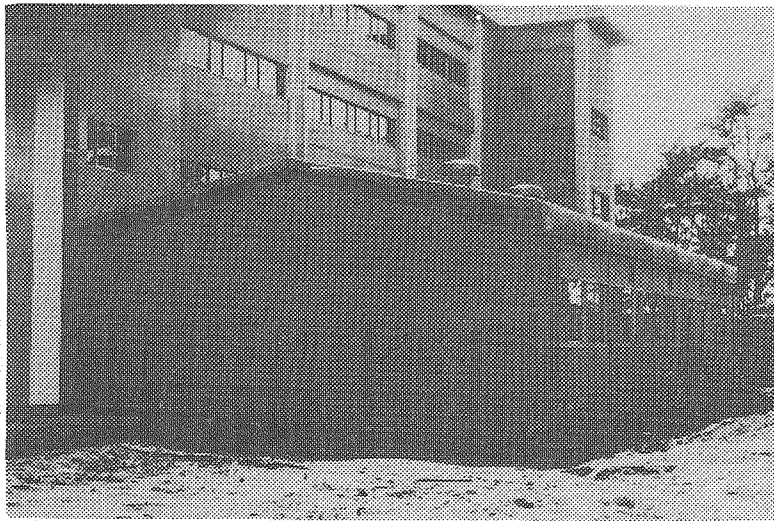
一中の暖房機械室全景



右一中の暖房機械室全景



一中の給食室全景

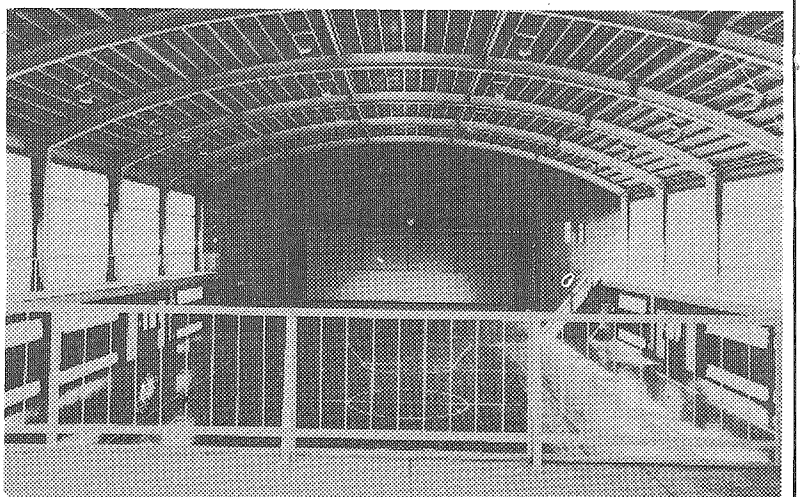


一中の給食室の内部



教育施設事業の竣工

昭和四十五年度



豪華な南中体育館の内部

一中給食室、同暖房
工事、南中体育館工事
はそれぞれの請負業社
により年度内完成を目
指して工事を進めてま
いりましたが、給食室
及び暖房工事は去る一

月に、屋体工事は二月にそれぞれ完成し近代的な機能を備えたこれらの施設は教育の効果を更にあげるものとして児童生徒はもちろん教師、父兄、関係も大よろこびです。

「内訳」

一中給食室工事	面積	219.9平方メートル
	能力	1,000人
	総事業費	16,241,857円
一中暖房工事	超量	A 4階建 250,000カロリー毎時
		B 3階建 150,000カロリー毎時
	総事業費	13,268,883円
南中体育館工事	面積	1,000平方メートル
	総事業費	42,559,730円

恵まれない子供達のために
暖かい寄付金

○「町内に住む恵まれない境遇の子供達のために」ということで、次の会から寄付金が寄せられました。
三〇、二九九円(46・3・29)
大洗町青年会(会員二十一名)
会長 柴田 三男四郎
○「交通遺児のために役立て下さい」ということで、次の会から寄付金が寄せられました。

金七、〇〇〇円也(46・2・17)
大洗町職員、若芽の会一同
右の寄付金は、大洗町社会福祉協議会に寄託されたものでここに厚くお礼申し上げます。
なお、配分先については、目下検討中であり民生委員を通じて行いたいと思っております。

町独自で手当を支給

年額一万二千元

大洗町では本年四月一日から、町内に居住する重度心身障害児を対象に「児童福祉手当」を支給することになりました。手当額は一八千円、二〇〇〇円です。

重度の心身障害児の救済施策は現在国の特別児童手当(月額一六、〇〇〇円)の支給があるだけで、これは所得制限、施設、病院入所時の支給停止などの制限があり全部の児童がその恩恵に浴びない実情であり、加えて、心身障害者扶養共済保険制度の発足に伴い保護者の負担が増大している実情であります。

このため、町ではこれらの重度障害児の福祉増進をはかる目的をもって、町独自で児童福祉手当制度を実施することになったものであります。町厚生課の調べでは、町内の対象児童は、十八名でその内容は次のようになっています。

脳性小児麻痺が原因で障害児となつた者十一名、聴覚障害児三名、肢体不自由児四名、児童福祉手当の内容
○年令、満三才から満二十才までの児童
○手当額、年額二一、〇〇〇円(九月と三月の二回にわけて支給)

○障害程度、身体障害者の場合、手帳の等級が一般から二級までの者
○精神障害者の場合、知能指数が三十五以下の者(児童相談所が判定します)

○手当の受給者
保護者または、事実上その児童の監護にあつてゐる者
なお、詳しくは役場民生係まで問合せ下さるようお願いいたします。

花ひらく国民年金
遂に支給開始
年額六万円

春らんまんの日、いよいよ待望の国民年金の支給が始まりました。

国民年金が満了した昭和三十六年当時希望によって加入した高令日(明治四十四年四月一日までの間に生れた人)は、昭和四十六年四月一日で十年の加入期間が満期になります。

そして六十五歳に達したときから、順次老齢年金が支給開始されます。

年金額は六万円です。一ヶ月でも滞納があると別表の様に減額されて不利になります。

受給権が発生した人はできるだけ早く、裁定請求の手続きをするようお願いいたします。裁定請求書の用紙は役場にありま。

「六十歳からでも老齢年金はもらえます」
特に希望すれば六十五歳前からでも、年金を受けられます。

この場合年金額は、年金を受け始める年令によって別紙のとおり減額されたものになります。

例えば六十一歳から繰上げ支給を希望した場合は、毎年四万三千二百円が支給され、六十五歳になったからといって六万円になるものではないと注意して下さい。

六十五歳から満額の年金を受けるか、それとも六十五歳前に減額された年金を受けるか、それはあなたの自由です。もし早く年金をうけたらという人はそのことを役場に申し込んで下さい。

繰上支給の年金額表

年金をうけはしめる年令	年金額	年金をうけはしめる年令	年金額
65才	60,000円	62才	43,200円
64才	53,400円	61才	39,000円
63才	48,000円	60才	34,800円

老人大学第2期生修了 87名に若返り証贈る

大洗老人クラブ連合会では、老人大学を毎月開講しており、去る三月二十日第一期生修了式を行いました。

この大学は、町内一二の老人クラブの指導的立場にある方々が学生となつて一年間次のようなことを勉強しました。

▽四月五日 町政全般について 講師 町長 加藤 清

▽六月 老人福祉について 講師 民生委員 小沼 吉夫

▽七月 家庭の防犯について 講師 厚生課長 佐藤 忠一

▽九月 秋口の疲労と現代生活のストレス 講師 えぬきもと薬局 久保田 敏夫

▽十月 活字にならない歴史 講師 水戸市助役 大高 実

▽十一月 なまの起り 講師 大貫町 小沼幸一郎

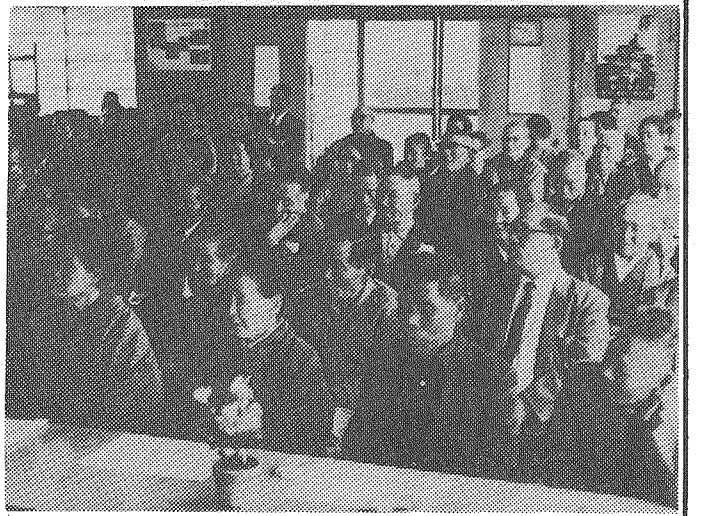


戦没者慰霊祭 春の彼岸法要行なわる

去る三月二十三日磯浜西福寺において、過ぐる大戦において戦没した大洗町関係七八八柱英霊の名を遺族が参列され、厳かな法要戦没者慰霊祭を行ないました。

このあと、町長、来賓の祝辞があり、修了後は、バスで大洗子ともの国にむかい、修了記念写真撮影、中食懇談、水族館見学など楽しく一日を過ごしました。

このあと、町長、来賓の祝辞があり、修了後は、バスで大洗子ともの国にむかい、修了記念写真撮影、中食懇談、水族館見学など楽しく一日を過ごしました。



都市計画だより

市街化区域と市街化調整区域の線引き

新しい都市計画法に基づいて町の全域を市街化区域と、市街化調整区域とに区分する線引きが、三月十五日付の県報に告示、決定されました。

市街化区域とは積極的に市街化を促進しようとする区域であり、市街化調整区域とは、市街化するのを抑制しようとする区域で、原則的には建築物を建築することが出来ない区域です。

市街化調整区域では原則的には建築物を建築することは出来ませんが、次のような場合は、例外的に建築することが認められます。

①農業、林業、漁業用の建築物、あるいは、これ等の業務を営む者の居住のための建築物。

水道拡張事業で 給水能力一・七倍になる

水道は町民のみなさんの日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものです。したがって、常にキレイな水を豊富に確保しておかなければなりません。

このため昭和四十四年度から水道の各施設を増設拡張する大きな事業を進めています。現在までに水道事業の力となる取水場(新規水源の開発)と、配水池(水を消毒し、水圧をあげて家庭へ送る機械施設)の建設を進めてきました。

この拡張事業は昭和四十四年度と、昭和四十五年度の二カ年に投入した工事費の総額は、一億七千七百九十九万四千円、給水能力は一・七倍になりました。

今後人口増や産業の発達によって多少の差が生じるとしても、昭和四十五年度までに建設された施設によって、この数年間は水不足を恐るようなことはなくなり、施設拡張のこの計画でまだ残っているものは、町内どの地域

においても適正な水圧が保てるように、幹線となる配水管を網目状に形成するように整備する事業で、これを昭和四十六年度と四十七年度で行なう予定です。

水道料金改正について

水道利用者の皆さんは、日ごろ水道事業について色々ご意見を伺っています。御礼申し上げます。

水道事業は、断水水を防ぐため、必要となる水の需要量を、見越して、施設の拡充、整備に先手を打って用意しておかなければならない使命があります。

したがって多額の先行投資によって建設工事を行なわれる関係で、収支の均衡を維持しようとするのは極めて困難な状態となつています。即ち水の生産原価が今までより高くなつて、販売原価との差はますます大きくなつてきています。水道事業は、その必要な経費はすべて水道料金の収入でまかなつていくことが原則となつていま

②調整区域内に居住している者の日常生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む店舗事業等の建築物。

③当該市街化調整区域において生産される農産物、林産物、もしくは加工に必要な建築物。

④市街化調整区域が決定された際(三月十五日)、自己の居住または、業務用の建築物を建築する目的で、土地または借地の権利を有していた者で、当該調整区域が決定されてから、六ヶ月以内に、その権利を、知事に届出たものが、その目的に従つて五年の間に建築する場合。

⑤その他、詳細な項目については建設課において、御説明いたします。

「開発行為」とはどんなことか

開発行為とは、道路幅員等により、土地の区画を変更したり、土地を、切土(切土の高さ、二・〇メートル以上)あるいは、盛土(盛土の高さ、二・〇メートル以上)によって形質を変更する場合をい、宅地以外の土地(農地、山林等)の地目を変更して宅地にする場合、その面積が一、〇〇〇平方メートルを超える場合は、開発行為とい、規則の申請を提出して確認を受けなければならぬ。

建築をする場合に必要の手続

市街化区域と市街化調整区域の線引き

市街化区域と市街化調整区域の線引き

建築をする場合に必要の手続

市街化区域と市街化調整区域の線引き

市街化区域と市街化調整区域の線引き

新料金表 (1月あたり)	
区分	基本料金
家庭用	0~10立方メートル 420円
商業用	11~50立方メートル 510円
臨時用	1立方メートルにつき 70円
共用	1立方メートルにつき 45円

新たに決まった
日曜日の深夜診療

当町では、町内医療機関の諸先生のご協力により、日曜日の深夜診療が開始されました。

金で実施することとなりまし
 昭和三十六年四月一日より新
 れを導ず料金を改正することになり
 れにも限度がありますから、や
 水道会計を運営するわけですが
 水道会計から援助を受け
 によりに一般会計から援助を受け
 ばできませんので、やはり今ま
 省のみなさんに全面転嫁すること
 しょう。しかしこの原価値上りを需要
 していくことが、原則となっていま

意ではございますが、需要者の皆様
 におかれましても水道事業の公共
 性、苦しい水道経営にご理解を
 賜りますようお願い申し上げます
 なお料金制度は今までと変りな
 い基本料金と、超過料金の区分に
 より使用水量に応じて、次のとお
 りとなります。
 住民の健康と福祉を増進するた
 め、今後サニタリ等については係

日曜深夜診療日割表 (46・4~46・12)

月日	担当医	月日	担当医
4月	4 藤原先生	9月	5 青木先生
	11 宮崎先生	12 宮崎先生	
	18 助藤先生	19 藤原先生	
	25 辰元先生	26 加藤先生	
	2 青木先生	3 藤原先生	
5月	9 宮崎先生	10 辰元先生	
	16 藤原先生	17 青木先生	
	23 賀先生	24 宮崎先生	
	30 加藤先生	31 藤原先生	

医療機関電話一覧

1、日曜日の深夜とは「日曜日の午後10時より翌朝午前6時」までをいいます。

2、日曜日の深夜も、かかりつけの先生方に診療してもらえますが、不在その他の場合は、深夜診療担当医師の診療を受けて下さい。

3、突然発病する場合をのぞいてなるべく日中に診療をお受け下さい。深夜の料金は初診料、往診料とも昼間の約3倍になります。また往診の場合の車代は患者負担となります。

4、往診の際の路上駐車は、短時間ですので、皆様の御協力をお願いいたします。(昼夜間等を問わず)

医療機関電話一覧 (夜間)

- 辰元病院 二二七 三五三七
- 藤原病院 二五八 二〇四六
- 加藤病院 四八八 七
- 大洗海岸病院 二九一
- 野手病院 三六〇
- 中根病院 二〇一〇
- 宮崎病院 二四七〇
- 寛 病院 二五九
- 高崎病院 二二〇
- 荷見病院 三三〇五
- 青木病院 三三〇八
- 上甲外科 二〇一九

人権擁護委員候補者に 桜井雄信氏推せん

(大貫町)

去る三月十七日、第一回町議会定例会の最終日において、それぞれ任期満了となる両氏には、同日の本会議にて、再選、再推せんされました。

今後一そうの活躍をお願いいたします。